

藤園中学校・城東小学校
魅力ある学校づくり 基本計画（素案）
たたき台

令和6年（2024年）●月

熊本市教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の経緯	2
第2章	魅力ある学校づくり	3
1.	既存各校について	3
2.	児童生徒数の現況及び将来推計	5
3.	城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて	6
4.	こどもたちとともに創りあげる学校	6
5.	新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針	7
6.	放課後児童育成クラブ	9
7.	教育センターの複合化	10
第3章	施設整備の基本的な考え方	11
1.	計画地について	11
2.	施設規模の検討	12
3.	施設配置の検討	13
4.	施設計画の検討	15
5.	その他の検討事項	15
第4章	概算事業費	17
第5章	事業手法	18
1.	事業手法の比較と事業手法のイメージ	18
2.	事業者の意見	21
3.	事業手法導入の理由	21
第6章	余剰地・余剰スペースの活用について	22
1.	概要	22
2.	意見交換会での意見	22
3.	マーケットサウンディングの結果	22
4.	余剰地・余剰スペースの活用方針	23
第7章	事業スケジュール	24
第8章	検討記録	25
1.	ワークショップ	25
2.	意見交換会	28

第1章 はじめに

熊本市の教育は、熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」に基づいて、こどもたち一人ひとりが、社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めることを目指しています。

また、新しい時代の学びの実現に向け、学校施設の安全・安心を確保しつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応した、安全・安心で質の高い教育環境の確保が重要です。

このような背景のもと、本市教育委員会は、小中特支連携を促進した施設（以下、「新しい学校」といいます。）設置に向けて検討を進め、児童生徒の年齢、成長、発達に即した教育環境を整備することで、教育の質の更なる充実を図りたいと考えています。

また、魅力ある学校づくりに向けた取組として、意見交換会・ワークショップ・アンケートを実施しました。これは、こども、保護者、教職員、そして地域の皆さまが学校に関与し、共に魅力ある学校づくりに積極的に取り組む機会を創出するためのものです。検討の過程で得られたこどもたちの視点からの提案や、地域の皆さまからの意見を受け、新しい学校の設計や教育カリキュラム等の検討に活かしていく方針です。

本基本計画は、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方についてまとめたものです。今後、関係者からの意見を踏まえて、より具体的な検討を進めていきます。

1. 計画策定の経緯

(1) 計画の位置づけ

人口減少や自然災害など、社会構造の変化や目まぐるしい時代潮流の中においても、本市が様々な課題を解決しながら、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを行うため、令和6年（2024年）3月に「熊本市第8次総合計画」を策定しました。

この中では、目指すまちの姿として、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を掲げています。

教育委員会では、この熊本市総合計画に基づき、令和6年（2024年）3月に「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を基本理念とした「熊本市教育振興基本計画（令和6～9年度）〔熊本市教育大綱〕」を策定しました。

本計画は、この「熊本市教育振興基本計画」を具体的に進めるための計画として位置付けています。

(2) 計画期間

令和6年度（2024年度）から新校舎の供用開始までを計画期間とし、策定後に児童生徒数の急激な増減や社会状況の変化があった場合については、見直しを行う場合があります。

(3) 検討の経緯

これまでの検討の経緯は以下のとおりです

年	月日	内容
令和5年 (2023年)	6月29日	地域・保護者・教職員説明会
	11月24日	五福校区自治協議会会議説明
	12月8日	慶徳校区自治協議会会議説明
	12月21日	城東校区自治協議会会議説明
	12月20日	城東小ワークショップ（小5・6）
	12月20日	藤園中ワークショップ（中1・2）
	12月21日	藤園中・城東小・あおば支援学校教職員向けワークショップ
	12月21日	地域説明会
	12月	基本構想策定
令和6年 (2023年)	2月27日	第1回意見交換会
	5月22日	城東校区自治協議会総会

第2章 魅力ある学校づくり

1. 既存各校について

(1) 各校の概要

現在、藤園中学校校舎・城東小学校においては、建設から60年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う更新をする必要があります。

表 2.1 敷地概要

施設名	所在地	竣工年	敷地面積	延床面積
藤園中学校	熊本市中央区千葉城町 5番2号	昭和30年(1955年) (普通校舎棟)	18,483 m ²	7,608 m ²
城東小学校	熊本市中央区千葉城町 5番1号	昭和34年(1959年)	15,195 m ²	5,376 m ²
合計			33,678 m ²	12,984 m ²

※敷地面積は施設台帳における運動場面積を含むものです。

※延床面積は熊本市施設白書「06 施設白書(2章)市営住宅・学校」に記載の面積です。

※あおば支援学校・・・敷地面積4,507 m²、延床面積3,401 m²

(2) 各校の特色

藤園中学校・城東小学校においては、以下の教育目標を掲げ、地域との連携による教育活動等が行われています。

表 2.2 各校の特色

施設名	令和 6 年度教育目標	創立年	活動等
<p style="text-align: center;">藤園 中学校</p>	<p>心豊かで、主体的に考え行動できる生徒の育成～豊かな人間性、学びに向かう力、健やかな体を備えた藤園プライドの継承～</p>	<p>昭和22年 (1947年)</p>	<p>【学校の特徴】 同敷地に城東小学校とあおば支援学校が立地しており、体育館やグラウンドを共有しています。あおば支援学校と、作品の発表会等で連携しています。</p> <p>【部活動】 野球部 サッカー部 バスケットボール部（男子・女子） バドミントン部（男子・女子） 剣道部 吹奏楽部 美術部</p>
<p style="text-align: center;">城東 小学校</p>	<p>熊本城に象徴される質実剛健の風格を基調とし、児童の徳・知・体の調和的発展に努め、協働し、変わり続ける人材を育成する。</p>	<p>明治11年 (1878年)</p>	<p>【主な活動】 永年、健康教育に取組み、給食後の全校歯磨き、業間での青空活動（全校体育）、すこやかサミット(学校保健委員会)などを実践しています。</p> <p>【学校の特徴】 熊本市のほぼ中央に位置し、近くには熊本城があり、どの教室からも熊本城を見ることができます。</p>

2. 児童生徒数の現況及び将来推計

(1) 児童生徒数及び学級数の現況

現在の児童生徒数は以下のとおりです（令和6年（2024年）5月1日現在）。

表 2.3 既存各校の児童生徒数の現況（令和6年（2024年）5月1日現在）

施設名	学級数	児童・生徒数	教職員数
藤園中学校	13学級（4学級）	290人（23人）	32人
城東小学校	12学級（2学級）	233人（8人）	18人

※括弧内は、特別支援学級数、特別支援学級の児童生徒数、院内学級数及び院内学級の生徒数を表します（内数）。

現在、城東校区においては、児童生徒数がやや増加傾向にあります。

表 2.4 既存各校の児童生徒数の推計（令和6年（2024年）5月1日現在）

	施設名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
児童 生徒数 (人)	藤園中学校	267	298	313	354	333	338
	城東小学校	225	235	232	226	241	242

※通常学級のみ児童生徒数の推計です。

(2) 計画学級数・教室数

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「標準法」という。）では、学級編制の基準を以下に示すとおりに定めています。また、本市では中学1年生で35人学級を実施しています。本計画では児童生徒数の推計を踏まえ、城東小学校は1学年2学級、藤園中学校は1学年4学級の計24学級と、特別支援学級の設置を基本とします。

特別支援学級は、5学級を想定しています。通級指導教室は、2教室を想定しています。

通常 学級	単式学級	小学校及び義務教育学校前期課程		35人
		中学校及び義務教育学校後期課程		40人
	複式学級	小学校及び 義務教育学校前期課程	1学年を含む	8人
			1学年を含まない	16人
		中学校及び義務教育学校後期課程		8人
特別支援学級			8人	

表 2.5 計画学級数

学年	城東小学校						藤園中学校			合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
通常教室	2	2	2	2	2	2	4	4	4	24
特別支援 学級	1						4(2)			5
通級指導 教室	1						1			2

※括弧内は、院内学級の数を示します。

3. 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて

こどもたちにとって良好な教育環境を確保するとともに、地域の拠点としての魅力ある学校づくりに向け、基本構想では、以下の5点について整理し、検討を行いました。

新しい学びの創造

- 社会状況の変化に対応する教育環境の整備
- 小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備

学校・地域の「共創空間」の創造

- 地域の拠点となる機能的な施設整備
- 避難所機能を有した施設整備
- 余剰地及び余剰スペースの活用

4. こどもたちとともに創りあげる学校

こども、保護者、地域住民、教職員とのワークショップやアンケート、意見交換会等を実施し、ご意見等を踏まえて、新しい学校における教育の基本的な考え方や施設整備方針をまとめます。

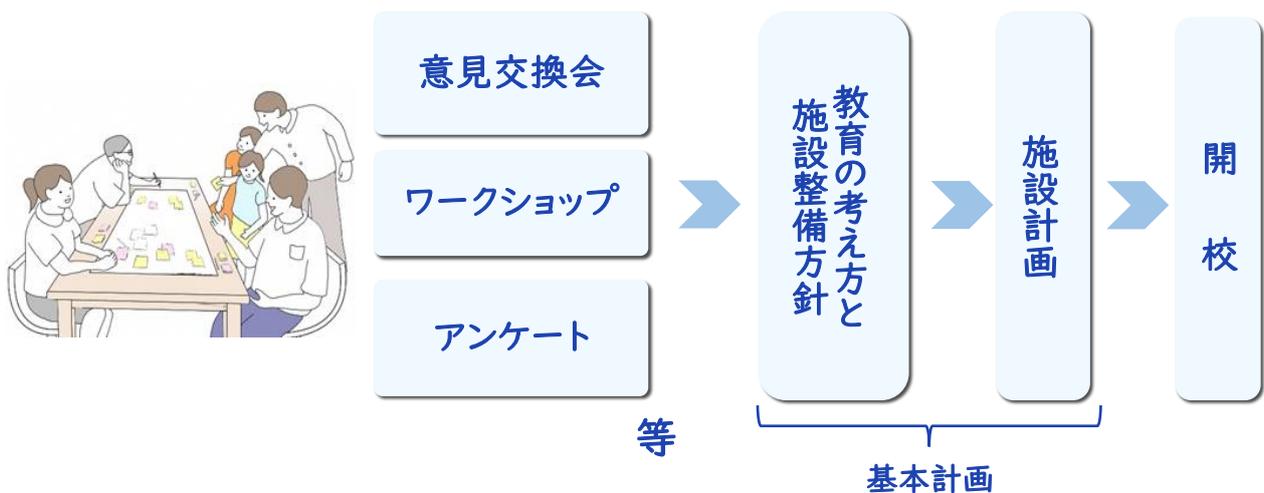


図 2.1 各意見の反映イメージ

5. 新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針

基本構想及び意見交換会、ワークショップでの意見を踏まえ、新しい学校における教育の基本的な考え方と施設整備方針を以下に示します。

(1) 新しい学びの創造

1) 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

こどもたちを取り巻く環境は変化を続けており、少子化による児童生徒数の減少、昨今の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大による生活様式の変容、教職員の働き方改革への対応が求められています。

これからの予測困難な時代においては、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

このような状況を踏まえ、社会の状況に対応し、主体的に行動できるこどもを育む教育環境の整備を行います。

① これから求められる教育環境

- ・学校教育の基盤的ツールとして必要不可欠な ICT (Information and Communication Technology) を活用し、教育の質の向上に繋げること
- ・物理的・心理的な障壁を取り除き、インクルーシブな社会環境を整備すること
- ・教職員が児童生徒に対して、効率的・効果的な教育活動を行うことができる環境づくり

② 基本計画における施設整備方針

<令和の日本型学校教育※のスタンダード>

ICT を活用した授業を想定し、通常学級は文部科学省が公表している GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想等を踏まえた適切な面積が確保できるよう検討する。

<インクルーシブ教育システムの構築・性の多様性の尊重>

特別支援教育の充実、エレベーターの設置、ユニバーサルデザインを導入した施設づくり、児童生徒用の更衣室や多様な利用者に配慮した各階へのバリアフリートイレの整備等

<教職員の働く場としての機能向上>

打合せや個人・協働での作業等の多目的な使用が可能な共有スペース、リフレッシュや教員同士の情報交換等ができるスペースの整備を検討

<公共施設の資産総量の適正化>

前期・後期課程の室の共用化による施設規模の適正化、民間企業のノウハウや資金の活用等による総コストの削減を検討。

※中央教育審議会答申(令和3年(2021年)1月)の中で、日本の学校教育は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた「令和の日本型学校教育」を目指すとしています。

2) 小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備

本市は、教育振興基本計画及び教育大綱において、こども一人ひとりを尊重した教育の推進に向け、特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実やインクルーシブ教育⁴の推進を掲げています。

全てのこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための教育の充実を図るとともに、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの⁵構築に取り組んでいます。

現在、藤園中学校、城東小学校、あおば支援学校は同一敷地内にあり、通常学級、特別支援学級や通級指導教室と特別支援学校という多様な学びの場が整備されている利点を生かし、既に交流及び共同学習を進めているほか、体育館やグラウンドを共有しています。

しかし、現状では、交流等を進めるうえで、施設の動線や活用計画等に課題があります。そこで、新たな学校を整備するにあたっては、小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地にある利点を生かし、障がいの有無に関わらず、全てのこどもが共用しやすい教室づくりや、授業や校内行事等で連携しやすい動線・配置計画、交流が可能な諸室の設置等について検討するとともに、全てのこどもが共に学ぶことができる学校づくりを研究します。

(2) 学校・地域の「共創空間」の創造

1) 地域の拠点となる機能的な施設整備

地域に開かれた学校づくりを推進する上で、学校・地域が連携協力する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域住民の協力が必要となります。

2) 避難所機能を有した施設整備

城東校区は、自然災害による浸水のリスクが想定されています。関係機関と連携し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域住民もハザードマップにおける浸水想定よりも高い位置に避難できる施設を検討します。また、分散備蓄倉庫、貯水機能付給水管、中水道設備（雨水利用）、太陽光発電設備等を検討します。

⁴ インクルーシブ教育 …国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、すべてのこどもが共に学び合う教育

⁵ インクルーシブ教育システム …人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

城東校区（洪水）



図 2.2 城東校区周辺に発生する自然災害の想定規模
出典：熊本市ハザードマップ（R3(2021).4.1）

3) 余剰地及び余剰スペースの活用

供用開始後の余剰地及び余剰スペース※1は、地域にとって貴重な財産です。これらは、「まちづくり」を見据えながら、有効活用していくことが求められています。

今後、余剰地及び余剰スペースの利活用について、地域住民へのアンケート、民間事業者とのマーケットサウンディング※2等を早期に実施していきます。詳細は、第6章にて示します。

※1「余剰地及び余剰スペース」とは、学校施設の一体整備等により敷地に余剰が発生する場合の当該敷地及びスペースをいいます。

※2 公共施設の整備や運営、公的不動産の利活用等の事業検討段階において、民間事業者の意見や新たな提案等を把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることを目的として実施する市場調査・情報収集のことをいいます。

6. 放課後児童育成クラブ

放課後児童育成クラブや放課後子ども教室等、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、学校施設の有効活用や、民間事業者による魅力的なサービス提供の可能性を検討します。

7. 教育センターの複合化

熊本市教育センターは、昭和 62 年（1987 年）に現在の千葉城町に建築されて以降、熊本市の教職員の資質向上のための施設として機能しています。しかしながら、建築から約 40 年が経ち、老朽化も見られることから、令和 10 年（2028 年）から大規模改修が予定されています。

城東小・藤園中と教育センターとを複合化することで、小中学校の教職員と教育センター職員との連携や、小中学校の特別教室の施設と教育センターの実習・研修室の共用も可能となります。これまで以上に教育実践と教科等研究の一体化が図られ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりへの支援体制を構築するとともに、教職員研修を兼ねた小中学校の授業参観等の実施により、教職員の資質向上につなげます。

教職員にとっては、より実践的・具体的な研修・研究を実施することができるようになり、熊本市全体の教育効果の高まりに資することができます。城東小・藤園中子どもたちにとっても、ICT 活用をはじめ今求められている教育を先駆的に学ぶ機会に恵まれます。また、複合化した場合には、教育センター跡地を有効活用することにより、費用面でも大規模改修と同等もしくは削減が期待できます。

第3章 施設整備の基本的な考え方

1. 計画地について

(1) 計画地の選定

新しい学校の建設予定地については、現在地とします。

(2) 計画地の概要

計画地の概要を以下に示します。

表 3.1 敷地概要

項目	藤園中学校・城東小学校
所在地	熊本市中央区千葉城町5番1号及び2号
敷地面積	33,678 m ²
インフラ整備状況	給 水：北側にφ200mm 敷設 汚水排水：北側にφ700mm 敷設 西側にφ250mm 敷設 都市ガス：周辺敷地より供給可能 電 力：周辺敷地より供給可能 通 信：周辺敷地より供給可能

敷地における法規制や条件を以下に整理します。

表 3.2 敷地における法規制等

項目	藤園中学校・城東小学校
用途地域	第二種住居地域
建蔽率/容積率	60%/200%
防火・準防火	準防火地域
日影規制	測定面4.0m 規制時間5h、3h
道路斜線	勾配1.25
隣地斜線	立上り20m+勾配1.25
建築物等の高さ	熊本市景観計画に基づく景観形成基準 一般地区：海拔55mを超えないこと
都市計画	熊本都市計画区域
区域区分	市街化区域
熊本市都市マスタープラン、立地適正化計画	都市機能誘導区域・居住誘導区域
ハザードマップ	3m～5m未満（洪水） ※敷地西側の一部が土砂災害警戒区域
埋蔵文化財包蔵地	包蔵地（藤園中学校校庭遺跡）
接道	北側：千葉城町第1号線

	(最小幅員6.0m、最大幅員6.0m) 西側：千葉城町第2号線 (最小幅員3.5m、最大幅員4.8m) 南側：千葉城町南坪井町第1号線 (最小幅員4.4m、最大幅員9.4m)
--	---

2. 施設規模の検討

(1) 施設規模適正化の検討

1) 既存施設の活用

- ・新設校舎とのコンパクトな動線や良好な教室・校庭・体育館環境を確保しながら、既存体育館を活用することで、新築する建物面積を削減し、建築費の抑制に繋がります。

2) 施設の共用化

- ・あおば特別支援学校の施設については、小学校・中学校と一部共用化を図ります。
- ・調理室、被服室等の特別教室を、小学校・中学校で共用して使用します。

3) 給食調理場

- ・現在、藤園中学校は共同調理場から配送を受けており、城東小学校はあおば支援学校から配送を受けています。
- ・新しい学校の給食の提供については、小学校・中学校ともに共同調理場又はあおば支援学校からの配送を前提に検討を行います。

4) 教育センターの複合化

- ・特別教室を実習室として併用することで、研修の質の向上を図るとともに、施設規模の適正化を目指します。

(2) 想定諸室 (案)

上述の検討や意見交換会の意見、既存各校の諸室を踏まえ、諸室を以下のように想定します。

エリア	室名
普通教室	通常学級、特別支援学級、少人数教室
特別教室	総合図書館、理科室、図工室、美術室、技術室、調理室、被服室、音楽室、各準備室、生活科室、カウンセリング室、カウンセラー室、多目的活動室
管理諸室	職員室、院内学級、校長室、事務室、会議室、放送室、保健室、児童生徒会室、職員更衣室
体育施設	体育館、更衣室、多目的トイレ、倉庫、武道場、プール
共用部分	配膳室、児童生徒会室、児童生徒更衣室、昇降口、その他共用部
その他	地域連携室、児童育成クラブ、体育倉庫、部室、屋外トイレ
	想定面積：10,000～11,000㎡程度

3. 施設配置の検討

以下に示す前提条件をもとに、敷地内の配置・動線計画の検討を行いました。

- ・日当たりがよく、可能な限り整形で、広いグラウンド環境を確保します。
- ・児童生徒の登下校動線、来客者の車両動線に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性に配慮した配置とします。
- ・1階諸室への搬出入に配慮した車両動線を確保します。
- ・あおば支援学校の送迎スペースの確保・動線にも配慮した計画とします。
- ・小学校、中学校、あおば支援学校の連携に配慮した配置計画とします。
- ・武道場、大体育館、あおば支援学校は既存施設を利用

前節の条件から、施設配置の比較検討を行いました。

表 3.3 配置比較表

項目		A案	B案	C案
配置イメージ				
凡例		<ul style="list-style-type: none"> 新校舎 民間施設 グラウンド 既存施設（利活用） 既存施設（解体） 		
教室環境	陽当たり	◎ 全室で南北向きの配置が可能	△ 普通教室が西向きとなる	○ 全室で南北向きの配置が可能だが、南側が近隣に近い
	開放感・視線	○ 普通教室はグラウンド向き 北向き教室の一部が近隣住宅に面する	○ 普通教室はグラウンド向き 特別教室は坪井川向き	△ 普通教室が近隣向き
	眺望	◎ 熊本城への眺望が期待できる	◎ 熊本城への眺望が期待できる	△ 一部で熊本城への眺望が期待できる
校庭環境	形状・面積	◎ 現状同等以上の面積で、整形の校庭を確保可能	◎ 現状同等以上の面積で、整形の校庭を確保可能	◎ 現状同等以上の面積で、整形の校庭を確保可能
	陽当たり	◎ 南向きで良好な陽当たりを確保可能	△ 東側の校舎等の影が発生	△ 南側の校舎の影が発生
動線	校舎・体育館	◎ 校舎から体育施設が近い	△ 体育施設への動線が長くなる	○ 校舎から体育施設が比較的近い
	外構	◎ 正門から校舎が近い	○ 正門から校舎が比較的近い	△ 正門から校舎が遠くなる
あおば支援学校との連携		◎ 隣接するため交流・連携しやすい	◎ 隣接するため交流・連携しやすい	△ 離れるため、交流・連携がしにくい
セキュリティ		○ 正門・校庭に目が届きやすい	△ 正門への見通し確保が困難	△ 正門へ目が届きにくい
歩車分離		－ 教職員は北西門等を利用する検討が必要	－ 教職員は南門等を利用する検討が必要	－ 教職員は南門等を利用する検討が必要
工事中の環境	工事手順	①中学校仮設校舎建設→引越（中） ②既存中学校校舎解体 ③新校舎・小体育館建設→引越（小中） ④既存小学校校舎・体育館解体	①小学校仮設校舎建設→引越（小） ②既存小学校校舎・体育館解体 ③新校舎建設→引越（小中） ④既存中学校校舎解体	①新校舎建設→引越（小中） ②既存小学校校舎・体育館、中学校校舎解体
	仮設校舎	△ 仮設校舎あり（中学校）	△ 仮設校舎あり（小学校）	◎ 仮設校舎なし
	体育施設	◎ 工事期間中を通じて体育施設の確保が可能	△ 工事期間中の小学校体育館が確保できない	◎ 工事期間中を通じて体育施設確保
	工事期間	△ 仮設校舎が必要となるため、工期が相対的にやや長くなる	△ 仮設校舎が必要となるため、工期が相対的にやや長くなる	○ 仮設校舎不要のため工期が相対的に短い
民間施設による影響	日影	△ グラウンドに影が発生	○ 学校への日影の影響はない	○ 学校への日影の影響はない
	動線	◎ 明確に分離が可能	△ 正門の動線が混在し、安全性等に懸念がある	△ 正門の動線が混在し、安全性等に懸念がある
総合評価		◎ 良好な教育環境が確保でき、あおば支援学校との連携も期待できる	△ 校舎と体育施設が離れる、工事期間中に小学校体育館が利用できないなどの課題が大きい	△ 工期が短い、教室環境に課題があり、あおば支援学校との連携がしにくいなど、課題が大きい

4. 施設計画の検討

※各諸室の整備方針について記載します。

5. その他の検討事項

(1) 地域連携機能の考え方

既存小・中学校の地域との連携のあり方やカリキュラム等を踏まえて、地域連携室の機能や配置を検討します。

(2) 登下校時の安全性の確保

自動車や登下校時の歩行者の通行に配慮した計画とします。

また、給食搬送車両等についても、児童生徒の安全性の確保について検討します。

(3) 環境への配慮

再生可能エネルギーの最大限の導入及びエネルギーの効率的な利用等、環境に配慮した計画とします。基本計画における主な配慮事項を以下に示します。

- ・自然光及び自然通風を可能な限り取り込めるような計画とします。
- ・太陽光発電設備の最大限の導入を検討します。
- ・雨水利用の採用を検討します。
- ・熊本市公共建築物等における木材利用推進方針に基づき、内装材の木質化を検討します。
- ・省エネ・再エネ技術・設備の導入に際しては、ライフサイクルコストを踏まえた検討を行います。
- ・ZEB※（Net Zero Energy Building）化等の検討を行います。

※快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいいます。一次エネルギー消費量の50%以上を削減する「ZEB Ready」があります。また、延べ面積が10,000平方メートル以上の建築物において、「ZEB Ready」を見据えた「ZEB Oriented」、一次エネルギー消費量の75%以上を削減する「Nearly ZEB」、100%以上を削減する「ZEB」があります。

(4) 工事期間中の児童・生徒への配慮及び教育活動の工夫

- ・既存学校への騒音、振動、粉じん等について、生徒だけでなく周辺住民に対しても配慮した計画とします。
- ・工事期間中も児童・生徒がグラウンドや体育館等を継続して利用できるように配慮します。
- ・あおば特別支援学校の教育環境や、送迎スペースの確保等についても配慮した計画とします。

(5) 学校体育館の騒音・振動による影響【既存体育館を活用予定】

体育館を整備する場合は、配置によって周辺の住宅等に騒音・振動の問題が発生する可能性があります。配置の検討にあたっては、十分に配慮していきます。

(6) 地域コミュニティセンターの検討

地域コミュニティセンターは、まちづくりや地域福祉、健康増進、ボランティア活動、生涯学習など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として、概ね小学校区を単位として整備を行っています。現在、城東小学校校区には地域コミュニティセンターが未設置となっており、地域の皆様からは適切な場所に設置を求めのご意見をいただいています。

今後、地域の皆様のご意見を聞きながら、敷地内へのコミュニティセンター設置の適否について検討をしていきます。

第4章 概算事業費

本事業では、国の補助制度を積極的に活用し財源確保に努めるとともに、有利な市債の活用などの検討を行います。また、民間事業者へのアンケート調査の結果を用いてコスト削減率を算出し、概算事業費を比較検討します。

※配置計画が決定後概算事業費を記載します

第5章 事業手法

1. 事業手法の比較と事業手法のイメージ

(1) 事業手法の概要

本校で想定される事業手法（従来方式、デザインビルド（DB）方式、DBO方式、PFI（BT0）方式）の概要を以下に整理しました。

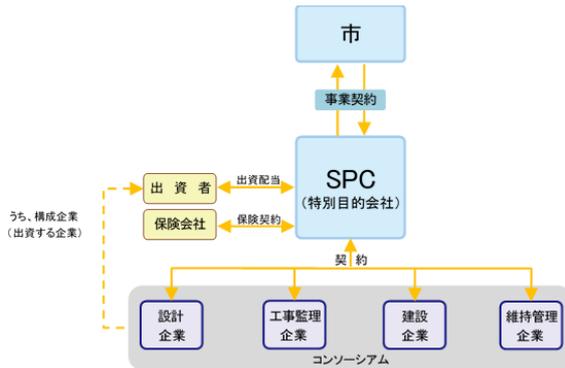
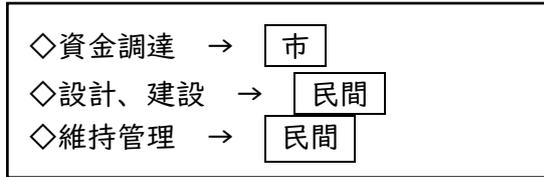
表 5.1 事業手法の概要

(1) 従来方式	
<p>市が、国庫補助金や起債等により自ら資金を調達し、設計・建設、維持管理等について、業務ごとに仕様を定め、民間事業者に単年度業務として個別に発注等を行う事業方式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇資金調達 → 市</p> <p>◇設計、建設、維持管理 → 市</p> </div>	<p>従来方式の概念図</p>
(2) デザインビルド（DB）（design build）方式	
<p>民間事業者（設計企業、工事監理企業、建設企業の共同事業体等）が、市から公共施設の設計建設を一括して請負、実施する事業方式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇資金調達 → 市</p> <p>◇設計、建設 → 民間</p> <p>◇維持管理 → 市</p> </div>	<p>DB方式の概念図</p>

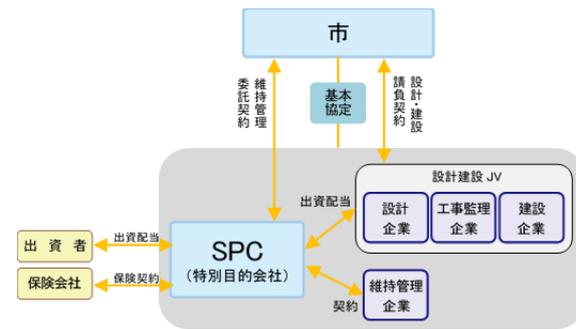
(3) デザインビルド・オペレート (DBO) (design build operate) 方式

市が国庫補助金や起債等により自ら資金調達し、民間事業者が公共施設等の設計 (Design) ・建設 (Build) ・維持管理 (Operate) を行う事業方式

契約形態としては、PFI 手法と同様、設計・建設・維持管理を包括する事業計画を締結する方法と、基本協定と、それに基づく設計・建設請負契約、維持管理委託契約を組み合わせる方法等が見られる



※SPC (設計・建設・維持管理・運営) と事業契約を締結する場合

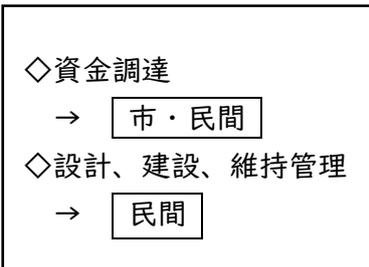


※設計建設等の共同事業体、SPC(維持管理・運営)と別契約を締結する場合

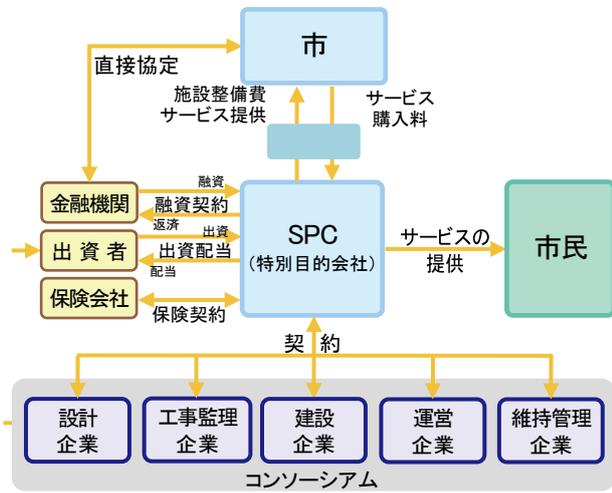
DBO方式の概念図

(4) PFI (Private Finance Initiative) 方式

PFIとは、平成11年(1999年)7月「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理等を効率的・効果的に整備する事業方式



うち、構成企業 (出資する企業)



PFI方式の概念図

※ (1) ~ (4) の学校運営はすべて市

(2) 事業手法の特徴

本校で想定される事業手法における特徴の整理を行いました。

表 5.2 事業手法の比較

	従来方式	DB方式	DBO方式	PFI (BTO) 方式
コスト削減	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理等の分割発注・仕様発注のためコスト削減の余地は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 起債を活用することで、民間より低い金利での資金調達が可能となり、コスト削減ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 地方債を活用することで、初期段階のコスト削減ができる。 SPC を設立する場合、SPC の運営費等による追加コストが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計、建設、維持管理の一括発注により効率化が図られコスト削減が可能。 地方債を活用せず、全て民間資金を活用することで、初期段階の財政負担が軽減される。 民間資金の調達コスト及びSPCの運営費等の追加コストが発生する。
財政負担の平準化	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用の一括の支払いによる財政負担が大きい。地方債の活用により一定の平準化は図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用の一括の支払いによる財政負担が大きい。地方債の活用により一定の平準化は図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用の一括の支払いによる財政負担が大きい。地方債の活用により一定の平準化は図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 割賦支払いにより単年度の財政負担が軽減され、平準化が図れることによるメリットが大きい。
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用として、市が一括して資金調達をする必要があるため、事業当初に相当の財源が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費用の一部を割賦払いを行うため、事業当初の市の資金調達が軽減される。
サービス水準	<ul style="list-style-type: none"> 分離発注、単年度契約となるため、民間ノウハウの発揮によるサービス水準の向上は限定的となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計の段階から施工事業者が関与するため、民間事業者の創意工夫の発揮によって、魅力ある教育環境の施設計画が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計の段階から維持管理・運営事業者が関与するため、サービス水準の向上とリンクした計画策定が可能となる。 民間のノウハウを活かした施設整備により運営によるサービス水準の向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計の段階から維持管理・運営事業者が関与するため、サービス水準の向上とリンクした計画策定が可能となる。 民間のノウハウを活かした施設整備により運営によるサービス水準の向上が期待できる。
事業の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 通常の施設整備手法で多くの実績があり、直営による運営であるため、安定した運営が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「設計・施工一括発注方式」により、設計だけでなく施工責任を一元化できること、一元化させることで事業期間を短縮できることといったメリットがある。 	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムによる参加により、設計会社、建設会社等が事業終了まで関わることで、サービス水準の向上や安定した事業に繋がる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と金融機関がモニタリングを行うことで、安定した事業の実施に繋がる。 コンソーシアムによる参加により、設計会社、建設会社等が事業終了まで関わることで、サービス水準の向上や安定した事業に繋がる。
企業の参画しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 通常の発注方法であり、企業は参画しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 参画には、官民連携事業に関する知識やノウハウが必要となり、グループ組成が必要。
地域経済への影響	<ul style="list-style-type: none"> 民間への委託が設計、解体、建設、維持管理、運営を分離発注するため、地域企業の参画もしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の受注機会が一度に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の受注機会が一度に限られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の受注機会が一度に限られる。
工期	<ul style="list-style-type: none"> 設計、施工を個別に発注するため工期短縮が限定的になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウの活用により工期短縮ができる可能性がある。

2. 事業者の意見

※マーケットサウンディングにおける意見を記載予定。

3. 事業手法導入の理由

(1) 民間活力・ノウハウの活用【定性的評価】

※サウンディングの結果を基に検討内容を記載予定

(2) VFM の達成【定量的評価】

※サウンディングの結果を基に検討内容を記載予定

第6章 余剰地・余剰スペースの活用について

1. 概要

新しい学校の建設にあたっては、敷地全体の効果的な整備を行うため、余剰スペースの活用方法について検討する必要があります。想定される余剰地・余剰スペースについては、以下に示すとおりです。

※「余剰地・余剰スペース」とは、学校施設の一体整備等により敷地に余剰が発生する場合の当該敷地及びスペースをいいます。

※配置計画の検討を踏まえ、記載予定です。

表 6.1 余剰地・余剰スペースの面積

項目	面積	備考
藤園中学校・ 城東小学校		

2. 意見交換会での意見

※意見交換会等、地域からの意見を記載予定です。

3. マーケットサウンディングの結果

余剰地・余剰スペースの活用方法について、民間事業者を対象としたマーケットサウンディングを実施しました。調査概要は以下に示すとおりです。

表 6.2 調査概要

項目	概要
調査時期	令和5年(2023年)11月20日(月) ～令和5年(2023年)11月30日(木)
調査対象	設計・建設企業、維持管理企業、開発・デベロッパー、運営企業、ファイナンス、その他企業を含む14社
調査方法	アンケート形式

余剰地・余剰スペースについて、マーケットサウンディングの中で出された民間事業者からの主な意見を以下に示します。

<市場性について>

- ・熊本市内中心地に立地しているため、市場性が高い
- ・熊本城の近隣に立地し、交通量も多いため、市場性は高い
- ・熊本市中心地に存在し、文教地区としての発展が期待されるため、市場性が非常に高い
- ・市街中心部の敷地であり、敷地形状と面積も良いことから、市場性が非常に高い

<活用案について>

回答が多かった活用案を以下に示します。

表 6.3 活用案（藤園中学校・城東小学校敷地）

活用案	概要
教育系の施設	学習塾、カルチャースクール等
医療・福祉系の施設	保育所、学童保育、地域福祉等
宿泊施設	ホテル等
居住系の施設	分譲住宅・賃貸マンション等

敷地活用については、市内中心地に位置することから、市場性が高いという意見が多く挙がりました。学校との親和性の観点から教育系の施設の回答や、熊本城の近くに立地することから宿泊施設との親和性が高いという回答が挙がりました。

4. 余剰地・余剰スペースの活用方針

※上記の検討を踏まえた活用方針について記載予定です。

第7章 事業スケジュール

事業スケジュールは検討中です。基本構想に示す、スケジュールの最短例は以下のとおりです。

従来手法：最短例

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	基本・ 実施設計		発注 準備	新校舎等建設工事			校庭整備
			解体設計				解体工事	

最短令和11年度以降開校

PFI/PPP手法：最短例

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想 策定	基本計画 策定	事業者 募集等※	基本・ 実施設計	新校舎等建設工事		解体工事	校庭整備	

最短令和11年度以降開校

第8章 検討記録

1. ワークショップ

新しい学校が魅力ある学校となるよう、児童生徒および職員向けに新たな学校づくりワークショップを実施し、様々なアイデア・意見を頂きました。実施概要を以下に示します。

表 8.1 実施概要

対象	実施日	対象	内容
生徒 (藤園中学校)	令和5年(2023年) 12月20日(水)	1学年・2学年	新しい学校でしたいこと・あったらいいもの
児童 (城東小学校)	令和5年(2023年) 12月20日(水)	5学年・6学年	新しい学校でしたいこと・あったらいいもの
職員	令和5年(2023年) 12月21日(木)	藤園中学校・城東小学校 ・あおば支援学校の職員	より良い学び場の創出、より良い職場環境の創出、小学校・中学校・特別支援学校の連携促進

(1) 児童生徒向けワークショップの結果

基本計画策定にあたり、ワークショップで頂いた児童生徒の意見を「3. 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて」(p.6)の検討事項を踏まえ、整理しました。

表 8.2 【新しい学びの創造】に向けた機能（児童・生徒）

	主な意見の整理
②小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会をやると、沢山の人と関わることができ、コミュニケーション取る事にも繋がると思う。 ・小学生と中学生の交流の機会は無いので、一緒に遊べる場所があるといい。合同の文化祭をやったら楽しそう。 ・現在の図書館は、本の種類も限られているし、狭くて利用しづらい。小中学校の合同の大きな図書館が欲しい。 ・今は先生にしか話を聞いてもらえないから、中学生に相談ができるとよい。 ・中学生は小学生が、お互いの図工や美術の作品等を鑑賞すると、小学生と中学生の仲が深められる。 ・他の学校との交流ができるようになって、楽しい事をもっと沢山して、学校を楽しくしたい。 ・色々な友達と一緒に食べられる食堂があるといい。色々な学年とも仲良くなれる。 ・屋上公園があると、学年に関係のない公共の場になる。 ・他校や地域との交流ができると学校外でも仲が深まる。

表 8.3 【学校・地域の共創空間の創造】に向けた機能（児童・生徒）

	主な意見の整理
①地域の拠点となる機能的な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・他校や地域との交流ができると学校外でも仲が深まる。 ・ロマンフェスタみたいな地域を巻き込んだお祭がしたい。

(2) 職員向けワークショップの結果

基本計画策定にあたり、ワークショップで頂いた職員の意見を「3. 城東校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向けて」(p.6)の検討事項を踏まえ、整理しました。

表 8.4 【新しい学びの創造】に向けた機能（職員）

学校に求められる機能・役割	主な意見の整理
①社会状況の変化に対応する教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣できるように教室を広くして欲しい。 ・空き教室（更衣室）がない。 ・一人一つの机でなくても大きな机でもいいが個人の持ち物を置く場所が欲しい。 ・休憩時間はあるが休む場所がない。 ・会議室が少ない
②小学校、中学校、特別支援学校が同一敷地内にある利点を生かした教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場、プールが遠い（あおばにとって）。 ・3校の学校と交流できる場所が欲しい。お互いの教科書が見られたら良い。 ・連携があまりないため、3校で交流がしたい。 ・各校が簡単に行き来できない。 ・小中あおば、それぞれの最短で距離に交流ルーム、図書室、多目的ルーム等。

表 8.5 【学校・地域の共創空間の創造】に向けた機能（職員）

学校に求められる機能・役割	主な意見の整理
①地域の拠点となる機能的な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた学校にしていくための地域交流室が欲しい。
②避難所機能を有した施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・3校での避難経路が整理できていない。 ・災害時の動線、3校が集まって避難する場所が必要。



図 8.1 ワークショップの様子



図 8.2 グラフィックレコーディング

(令和5年(2023年)12月20日(水)藤園中学校 生徒の意見)



図 8.3 グラフィックレコーディング

(令和5年(2023年)12月20日(水)城東小学校 児童の意見)

2. 意見交換会

(1) 第1回意見交換会

表 8.6 第1回意見交換会概要

項目	概要
開催日	令和6年(2024年)2月27日(火)
対象	城東校区自治協議会会長、PTA会長、PTAボランティア代表、各校の校長、校区自主防災クラブ等
実施方法	対面
参加人数	14人
内容	テーマ：学校・地域の共創空間の創造について (1) 地域の拠点となる機能的な施設整備について (2) 避難所機能を有した施設整備について (3) 余剰地及び余剰スペースの活用について
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本構想 ・藤園中・城東小学校 配置比較表(案) ・ワークショップ実施報告書(概要版) ・熊本市地域コミュニティセンターについて ・参加者一覧、席次表

表 8.7 主な意見

項目	概要
地域の拠点となる機能的な施設整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターは、学校の建替えに伴う検討にとどまらず、別事業とも併せて検討してもらいたい。 ・コミュニティセンターは、まちなかの中心部に近い立地の方が良い。 ・公民館など、使える施設として整備してもらいたい。
余剰地及び余剰スペースの活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設を検討していく上で、土地の使用条件についても提示してもらいたい。 ・民間施設と児童・生徒との入口は分けた方が良い。 ・ホテルや飲食店等の不特定多数が利用する施設は望ましくない。セキュリティ面が心配である。 ・子ども達が遊べる場所、育児相談ができる場所、思春期の子どもが憩える場所をつくってもらいたい。 ・バスケットボールのハーフコート、テニスコートを作り、休日に使えると良い。 ・保護者の立場から、学校施設利用者、公共施設利用者が使える駐車場があると良い。
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> ・校地の有効活用を図ってもらいたい。 ・工事中のあおば支援学校の登下校の安全性を確保してもらいたい。 ・熊本城への眺望を確保してもらいたい。 ・小学校と中学校の児童・生徒が一度に利用できる大きな空間(図書館)を整備してもらいたい。 ・送迎、部活動、地域住民の利用を考慮し、あおば支援学校の屋根を残してもらいたい。



図 8.4 意見交換会の様子

(2) 第2回意見交換会

※意見交換会実施後、記載予定です。

(3) 第3回意見交換会

※意見交換会実施後、記載予定です。

(4) 第4回意見交換会

※意見交換会実施後、記載予定です。

(5) 第5回意見交換会

※意見交換会実施後、記載予定です。

(6) 第6回意見交換会

※意見交換会実施後、記載予定です。